

韓国人インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業委託仕様書

1 件名 韓国人インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業

2 委託の趣旨（目的）

大分県の訪日外国人旅行者は韓国人が最も多く、2019 年度についてはインバウンド全体の 45% を占めていた。新型コロナウイルスの影響などで、長らく訪日できていないが、渡航解禁後のインバウンド需要を回復させるためには、韓国に対するプロモーションは必要不可欠である。

また、韓国人の旅前の情報収集方法として NAVER ブログが最も多く、SNS はそれに続く構図となっている。訪日経験については、リピーターが約 8 割を占めており、定番の観光地だけでなく、新たな魅力を発見し、韓国人目線での情報発信を行うことが重要である。

そこで、訪日が困難な状況下でも対応可能な韓国人インフルエンサーを起用し、旅行の情報収集をしているユーザーの興味・関心を高め、大分県の観光認知度の向上のため、観光地等の PR を図ることを目的とする

3 委託期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

4 業務内容

(1) インフルエンサーを活用した 2 泊 3 日旅の提案（モデルコース）

(ア) インフルエンサーについて

- ・インフルエンサーは、日本在住の韓国人を 1 名以上起用すること
- ・インフルエンサーの発信媒体は NAVER ブログ及びその他 SNS を使用すること。(SNS については Instagram、YouTube など種類は問わないが、効果的と判断できる根拠を示すこと)
- ・ターゲットは 20～40 代のリピーター層。主に女性を中心とした若年層とすること
- ・ターゲットの行動に関して影響力をもち、大分県の魅力を効果的に PR できること
- ・観光素材として構図やアングルなど見映えのよい素材（写真）を撮影できること

(イ) 2 泊 3 日旅（モデルコース）について

- ・モデルコースについては、1 泊は別府・由布院のいずれかに宿泊すること
- ・その他 1 泊の地域については別府・由布院以外とし、全ての行程の中で大分県内 3 地域以上訪れる行程とすること
- ・レンタカーを利用した行程とし、宿泊施設・グルメ・アクティビティ・写真映えするスポットを各 1 カ所以上含むこと
- ・旅のスタートは福岡空港からとし、旅の行程が分かるようにすること
- ・取材の時期は、1 月中とし季節に合わせたコンテンツを取り入れること
- ・撮影に係る費用（使用料、出演料、謝礼金など）は受託者の負担とすること
- ・撮影が円滑に行われるようにディレクターを配置するなど適切な組織体制を構築すること

- ・フォロワー層及びターゲット層に適した内容となるようインフルエンサーの意見を取り入れること

(ウ) その他

- ・インフルエンサーによる投稿数、投稿時期は大分の魅力が効果的に PR できる回数等を提案すること
- ・撮影時期については、提案を基に協議の上決定する
- ・最終的に起用するインフルエンサーは協議の上決定する

(2) 情報発信

- ・対象地域はソウルを中心に韓国全域とし、効果的に発信すること
- ・効果的な情報拡散のため、各種広告が必要と判断した場合は取り入れること
- ・情報発信にあたり、達成可能な目標 KPI を設定すること

(3) 報告書および成果物の提出

- ・事業完了後、委託期間内に報告書を提出すること
- ・納品の形式などは協議の上決定するものとする
- ・投稿以外に撮ってある写真データについても、成果物として納品すること
- ・成果物は、二次利用（ホームページへの掲載、他印刷物への掲載等）が可能なものであることを前提とする。また使用において、都度承諾を得る必要がないものとする

(4) その他

- ・運営にあたって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底すること

5 企画提案にあたっての注意点

- ・見積には事業の実施に必要なすべての経費（運営費、人件費、消耗品費、通信運搬費等）を含むものとし、業務とは直接関係ない経費（会合や飲食費含む）は対象外とする

6 スケジュール

- | | | |
|-----|-----------|----------------|
| 12月 | 8日（水） | 提案書・審査資料提出期限 |
| | ～10日（金） | 予備審査（予定） |
| | 15～17日（金） | 本審査（プレゼンテーション） |
| | ～21日（火） | 審査結果通知（予定） |
| 1月 | 31日（月）まで | 取材完了 |
| 3月 | 11日（金）まで | 情報発信完了 |
| 3月 | 31日（木） | 事業報告書提出・成果物納品 |

7 成果物の著作権等

- (1) 本業務により得られた成果物の著作権、所有権、利用権は、原則としてツーリズムおおいたに帰属すること。事前連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただしツーリズムおおいたに帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない

(2) 成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること

8 実施体制

- (1) 企画、打ち合わせや内容変更、新型コロナウイルスによる移動制限が生じた場合などに十分かつ迅速に対応できるような体制を整えること（可能な限り大分県内に連絡箇所を設けること）
- (2) 専任の担当者を配置し、ツーリズムおおいたとの打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、ツーリズムおおいたから派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること
- (3) 企画提案等の内容について、ツーリズムおおいたと委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること

9 その他の条件

- (1) パートナー企業として、ツーリズムおおいたに対しプロモーションプランを提案するとともに、大分県の認知度・好感度を高め、大分県の魅力（ブランド力）の向上と定着、さらには大分県への誘客につなげることを目的とした効果的・効率的なPR手法をツーリズムおおいたと一体となって検討・協議のうえ、決定した広報内容を確実に実施すること
- (2) 契約締結後、本業務の執行計画を明確かつ詳細に作成・提示すること
- (3) 本仕様に定めのない項目については委託者と受託者の協議の上決定することとする